

定 款

一般社団法人 大阪建設機械器具協会

一般社団法人 大阪建設機械器具協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪建設機械器具協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、建設機械器具の調査研究を行い、品質及び技術の向上をはかり、建設産業の発展を促し、地域社会への貢献を通して社会公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 建設機械器具の調査研究・展示・情報収集をもって、業界の利益増進に寄与する事業

(2) 建設産業の事故・災害防止をはかり、安全安心な職域を整備する事業

(3) 若年層の職場体験学習の支援、受入に関する事業

(4) 業界内外を問わず外部団体との連携をとり、地域の活性化をはかる事業

(5) スポーツ・各種行事を通じて、若年層の心身の健全な発達及び豊かな人間性の育成に寄与し、会員間の交流を実現する事業

(6) 次世代後継者育成のための研修に関する事業

(7) 会員の福利厚生を目的とした生命共済に関する事業

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、大阪府において実施するものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同する建設機械器具の製造販売もしくはリースレンタル業務に従事する個人又は団体

(2) 特別会員 前項以外のこの法人の事業に賛同する者にして、総会において推薦された個人又は団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、正会員1名を紹介者として、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になった時及び毎年、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

- 第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 会員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 会員総会の招集通知は、会員総会の日の2週間前までに、書面で通知しなければならない。

(議長)

- 第16条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

- 第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任)

第19条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合においては前条の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事のうちから会議において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長を除く1名を副理事長とし、理事長及び副理事長を除く1名を常務理事とし、理事長、副理事長及び常務理事を除く1名を会計理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、常務理事及び会計理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事及び会計理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼任することはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常務理事及び会計理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、常務理事及び会計理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、職務遂行のために要する費用は、理事会で別に定める基準に従って、支給することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。ただし、会員総会に報告しなければならない。
- 3 顧問及び相談役は、重要な事項について、理事長の諮問に応じる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事及び会計理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更、及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。ただし、会員総会において正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第40条 理事長は、年度の目的を達成するために理事会で別に定める委員会を置く。

2 理事長は、委員会の委員長・副委員長・委員を委嘱する。

3 正会員は、いずれかの委員会に原則所属する。

4 委員会の運営は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

- 3 事務局職員の任免及び給与は、理事会で決議し承認する。
- 4 常務理事は、事務局を管理監督する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は 菅 大樹 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。